

【事案Ⅲ－7】盗難共済金請求

・2020年11月6日 裁定終了

<事案の概要>

申立人は、自宅の玄関ポーチに駐輪していた自転車が盗難されたとして、被申立人へ盗難共済金26,000円を請求したところ、支払否と判断されたことを不服として、裁定の申立てがあったもの。

<申立人の主張>

1. 申立ての趣旨

被申立人は、自宅の玄関ポーチに駐輪していた自転車の盗難について、申立人が加入している自然災害共済の約款・事業規約の支払事由である「建物内に収容されている家財」に該当しないとする合理的な解釈を示していないため、本件損害に対する共済金を支払え、との判断を求める。

2. 申立ての理由

- (1) 被申立人は、建物内とは、「玄関扉の中(玄関内、室内等の閉鎖空間)を指す」と解釈しているが、表記された条文のみを客観的に解釈しているのではなく、約款・事業規約の作成者としての視点から個人的な見解を述べているに過ぎないため、信義則に反するものである。
- (2) 申立人は、建物内とは、辞書に「ある限られた場所の内側のこと」と記述されており、「建物の内側」を意味していると考える。その反対は、「建物の外側」であり、「屋外」と同意語となる。また、「屋外」は、「屋根の外」と捉えることができる。

約款・事業規約では、共済の目的である家財とは、建物の範囲に収容されているものとされている。「建物」は、立体的な建物全体を指しており、玄関ポーチは、建物の構成部分に該当し、建物の内側にあり、軒下でもない。したがって、その上に置いてある自転車は、当然に「建物内(建物の内側)に収容されている家財」である。

なお、収容の意味は、「人や物を一定の場所に入れること」であり、施錠している閉鎖空間に限定されていない。

- (3) 「建物内」の一般的解釈として、各自治体の施設における禁煙区域の範囲を例にすると、厳しさの順に「敷地内禁煙>建物内禁煙>屋内禁煙」と区別される。申立人が自治体の担当部署に確認したところ、当然、庁舎玄関ポーチ部分も建物であるため、禁煙区域であると回答を得た。
- (4) 上記より、約款・事業規約に不備が無ければ、被申立人の解釈は誤っている。仮に、被申立人の解釈が正しいとするならば、約款・事業規約に重大な不備がある。

申立人は、約款・事業規約に「建物内(玄関扉の中:玄関内、室内等の閉鎖空間)」

を規定する条文が無いことを指摘する。約款・事業規約では、「共済の目的である家財とは、建物の範囲に収容されているもの」とされているが、火災被害が生じた場合は、カーポート内に駐輪している自転車も補償対象になるとの証言を得ているため、約款・事業規約の解釈上の矛盾が生じる。

被申立人が支払できないと判断した場合、申立人に対して約款・事業規約に基づき判断根拠を証明する必要がある。

＜共済団体の主張＞

1. 申立ての趣旨に対する答弁

申立人の請求は認められない、とする判断を求める。

2. 申立ての理由に対する答弁

(1) 盗難共済金の支払要件とは、「共済契約関係者が所有する建物内に収容されている共済契約関係者が所有する家財」と規定されている。また、建物とは、「土地に定着して建設され、壁、床、屋根を有するもの」と規定されている。

「建物内」とは、壁、床および屋根で囲まれた空間として捉えることが相当であって、玄関ポーチに置かれていた被害自転車は、建物内に収容されていないため、共済の目的とする家財には該当しない。

(2) 地方自治体には、本件共済契約における「建物」を判断する権限はない。

(3) 申立人は、裁定申立書において、火災被害が生じた場合、カーポート内に駐輪している自転車も補償対象になるのであるから、玄関ポーチに置かれている自転車の盗難についても盗難共済金が支払われるべきと主張している。

火災による家財の損害に対して、火災共済から共済金は支払われるが、火災共済の約款・事業規約では、カーポート（付属建物）に収納されている家財も対象になると規定されている。

建物内に収容されていない自転車の盗難については、自然災害共済の約款・事業規約で盗難共済金は支払われないことになっている。

＜裁定の概要＞

「申立人の請求は、認めることができない」と裁定し、裁定手続を終了した。

(1) 本件共済契約において定める家財盗難共済金の支払要件について

本件においては、本件自転車が共済関係者の所有する家財であること、及び本件自転車が盗難された事実については当事者間に争いが無い。問題は、本件自転車が駐輪されていた本件玄関ポーチが「建物内」であるか否かの点である。

そこで、「建物内」が何を意味するかであるが、「建物内」とは家財を収容すべき建物の内部を意味するものであって、その文言の通常理解としては建物の外壁の内側、室内を指すものと考えられる。しかし、本件玄関ポーチは、その構造上、建物の外壁の外側にあり、さらにその外側の道路にも、フェンス等の構造物もなく直接面してい

るものである。このような形態の本件玄関ポーチ自体が、通常の文言解釈として「建物内」といえないことは明らかである。申立人も、「建物内」に収容されていることは閉鎖空間にあることを意味しないと主張するものであって、本件玄関ポーチ上の本件自転車が通常の意味でいう「建物内」に置かれていたものでないことは自認しているものと思われる。

(2) 本件共済契約において、「建物内」の文言の範囲を拡大して解釈すべき根拠があるのか

①申立人が指摘する証拠によれば、某損保会社の火災保険においては、建物の軒下に保管中の自転車の盗難についても補償の対象とされている。しかし、証拠によれば、同保険では、家財補償特約において、「建物内には軒下を含みます」と明示されていることが認められることから、証拠書類の記載は、当該保険契約の条項をそのまま説明したものにはすぎない。

そうすると、上記損保会社の特約の定めは、「建物内」という文言の通常用法では軒下を含まないことから、例外的にこれを含ませることを明示して、補償の範囲を拡張したものと解される。しかし、本件共済契約においては、上記の損害保険契約におけると同様な例外規定が存しない以上、「建物内」とは建物の外壁より内部を意味するものと解すべきことになる。

②次に、申立人は、火災共済契約においてカーポートに存する自転車が火災共済金の支払対象となることをその主張の根拠として、本件玄関ポーチに駐輪した本件自転車も含まれると主張する。

しかし、火災共済契約の場合における火災共済金の支払についての約款・事業規約によれば、付属工作物に収容されている家財は、火災等共済金の支払対象であると定められているところ、カーポートは付属工作物に該当するから、共済の目的である家財がカーポートに収容されている場合には、火災等共済金の支払対象となるものと解される。なお、盗難共済金において対象となる家財を収容する範囲は「建物」に限られており、火災等共済金とは異なることが明らかである。このように、火災等共済金と本件における家財盗難共済金とでは、共済金の支払根拠となる規定が異なっているのであるから、火災共済契約における取扱いは、申立人主張の根拠となるものではない。

③この他、申立人は、健康増進法上の喫煙禁止区域の設定に当たり、玄関ポーチが建物内禁煙区域に含まれている旨をその主張の根拠としているが、喫煙禁止区域の設定と本件共済契約に基づく家財盗難共済金の支払要件とは、その趣旨を全く異にするものであるから、上記主張が本件共済契約における「建物内」の解釈を左右するものではない。

(3) 本件における申立人の主張を更に精査してみても、本件共済契約において、「建物内」の文言を通常の意味とは異なる解釈をすべき事情があるとは認められない。

そうすると、本件玄関ポーチに駐輪されていた本件自転車は、家財盗難共済金の支払対象となる「建物内」に収容されている家財には当たらないと解するのが相当である。